

健 生 発 1211 第 3 号

令 和 5 年 12 月 11 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 健 康 ・ 生 活 衛 生 局 長

(公 印 省 略)

生 活 基 盤 施 設 耐 震 化 等 交 付 金 の 取 扱 い に つ い て

標記の交付金の取扱いについては、別紙「生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和5年11月29日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内関係水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知につき配慮願いたい。

生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領新旧対照表

改正後		改正前	
別紙	健 発 0 3 3 1 第 2 4 号 生 食 発 0 3 3 1 第 2 7 号 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 最終改正 <u>健 生 発 1 2 1 1 第 3 号</u> <u>令和 5 年 1 2 月 1 1 日</u>	別紙	健 発 0 3 3 1 第 2 4 号 生 食 発 0 3 3 1 第 2 7 号 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 最終改正 <u>健 発 0 4 0 3 第 2 号</u> <u>生 食 発 0 4 0 3 第 3 号</u> <u>令 和 5 年 4 月 3 日</u>
	生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領		生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領
	第 1 定 義 1 ～13 （略）		第 1 定 義 1 ～13 （略）
	<u>14 「ウォーター P P P」とは、公共施設等運営事業（以下「コンセッション方式」という。）及びコンセッ ション方式に準ずる効果が期待できる方式として長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする官民連 携方式（①原則 1 0 年間の契約、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェ アの要件を満たすものに限る。）を総称したものをいう。</u>		<u>（新設）</u>
	<u>15 （略）</u>		<u>14 （略）</u>
第 2 ～第 8 （略）		第 2 ～第 8 （略）	

改正後						改正前					
別表第 1						別表第 1					
1 事業区分			2 採 択 基 準	3 交 付 率	4 対 象 施 設 等	1 事業区分			2 採 択 基 準	3 交 付 率	4 対 象 施 設 等
大事項	中事項	小事項				大事項	中事項	小事項			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水道施設等耐震化事業	水道管路耐震化等推進事業	水道管路緊急改善事業	次のいずれかに該当する事業であること。 1 1 ヶ月に 10 m ³ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。 2 1 に該当しない上水道事業者であり、1 ヶ月に 10 m ³ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。 3 1 に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が 100％以上の上水道事業者であること。 4 水道用水供給事業者であること。 <u>ただし、次のいずれかの事業については、1 から 4 の条件は付さない。</u> (1) <u>コンセッション方式導入のために実施する事業。なお、交付額は 5 億円を上限とする。</u> (2) <u>(1) 以外のウォーター PPP 導入のために実施する事業。なお、交付額は 1 億円を上限とする。</u>	(1) 1／3 (2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2	布設後 40 年以上経過した铸铁管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル铸铁管、鋼管及びポリエチレン管であつて、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業であること。 ただし、塩化ビニル管、ダクタイル铸铁管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。	水道施設等耐震化事業	水道管路耐震化等推進事業	水道管路緊急改善事業	次のいずれかに該当する事業であること。 1 1 ヶ月に 10 m ³ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。 2 1 に該当しない上水道事業者であり、1 ヶ月に 10 m ³ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。 3 1 に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が 100％以上の上水道事業者であること。 4 水道用水供給事業者であること。 <u>ただし、<u>公共施設運営権事業（コンセッション）導入のために実施する事業について、1 から 4 の条件は付さない。また、交付額は 5 億円を上限とする。</u></u>	(1) 1／3 (2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2	布設後 40 年以上経過した铸铁管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル铸铁管、鋼管及びポリエチレン管であつて、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業であること。 ただし、塩化ビニル管、ダクタイル铸铁管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注 1) ～ (注 7) (略)						(注 1) ～ (注 7) (略)					
別表第 2 (略)						別表第 2 (略)					

別表第 3

1 事業区分	2 採 択 基 準	3 交 付 率	4 対 象 経 費
官民連携等基盤強化推進事業	水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業とする。 なお、令和 <u>9</u> 年度までの時限事業とする。	(1) 1／3 平成 29 年度以降に事業を開始した場合は、1／4 (2) (1) にかかわらず、 <u>ウォーターPPP を導入するために行う事業については次のとおりとする。</u> <u>①コンセッション方式を導入するために行う事業にあつては定額補助（補助上限 5,000 万円）</u> <u>②①以外の事業であつて、水道以外の分野と一体となつて行う事業にあつては定額補助（補助上限 4,000 万円）。ただし、下水道事業と一体となつて行う事業にあつては、下水道事業と 1 対 1 で按分を行うこととする。（この場合、水道事業の上限 2,000 万円）</u> <u>③①以外の事業であつて、他の地方公共団体と一体となつて行う事業にあつては定額補助（補助上限 4,000 万円）</u> <u>④①②③以外の事業にあつては定額補助（補助上限 2,000 万円）。なお、事業実施方針や事業者選定などに係る費用については交付対象外とする。</u>	次に掲げる経費を交付の対象とする。 1 報償費 2 旅費（普通旅費、日額旅費） 3 賃金（保険料を含む。） 4 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、） 5 役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料） 6 委託料 7 使用料及び賃借料 8 備品購入費（取得金額 15 万円以上のものについては、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得たものに限る。）

別表第 4 ～別表第 6 （略）

別添 1 ～ 4 （略）

別表第 3

1 事業区分	2 採 択 基 準	3 交 付 率	4 対 象 経 費
官民連携等基盤強化推進事業	水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業とする。 なお、令和 <u>10</u> 年度までの時限事業とする。	(1) 1／3 平成 29 年度以降に事業を開始した場合は、1／4 (2) (1) にかかわらず、 <u>公共施設運営権事業（コンセッション）を含めた PFI を導入するために行う事業にあつては定額補助（補助上限 5,000 万円）</u>	次に掲げる経費を交付の対象とする。 1 報償費 2 旅費（普通旅費、日額旅費） 3 賃金（保険料を含む。） 4 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、） 5 役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料） 6 委託料 7 使用料及び賃借料 8 備品購入費（取得金額 15 万円以上のものについては、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得たものに限る。）

別表第 4 ～別表第 6 （略）

別添 1 ～ 4 （略）

別紙

生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領

第 1 定義

- 1 「水道事業」とは、給水人口が 5,001 人以上である水道により水を給水する事業をいう。
- 2 「水道用水供給事業」とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条に規定するものをいう。
- 3 「簡易水道」とは、給水人口が 101 人以上 5,000 人以下である水道をいう。
- 4 「飲料水供給施設」とは、50 人以上（地下水汚染地域にあつてはこの限りではない。）100 人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設をいう。
- 5 「統合簡易水道」とは、既存の簡易水道の統合整備又は、既存の簡易水道及び飲料水供給施設を統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備を行い、当該施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた単一の水道をいう。（統合と合わせて新たに未給水地区において設置する施設を含む。）
- 6 「特定簡易水道事業」とは、事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業又は簡易水道事業が存在する簡易水道事業をいう。
 - （1）会計が同一であるもの。
 - （2）水道施設が接続しているもの。
 - （3）道路延長で、原則として 10 km 未満に給水区域を有するもの。
- 7 「特定飲料水供給施設」とは、当該施設の設置者と事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業又は簡易水道事業が存在する飲料水供給施設をいう。
 - （1）会計が同一であるもの。
 - （2）水道施設が接続しているもの。
 - （3）道路延長で、原則として 10 km 未満に給水区域を有するもの。
- 8 「特定経営状況事業」とは、給水原価が全簡易水道事業の平均の半分以上であつて、供給単価が全簡易水道事業の平均の半分以上かつ供給単価が給水原価の 120% 以下の簡易水道事業をいう。
- 9 「特定市町村」とは、次のいずれかの要件を有する市町村をいう。
 - （1）平成 19 年度以降に市町村の合併を行うことを地方自治法（昭和 22 年法律

- 第67号) 第7条第7項の規定に基づき総務大臣により告示された市町村
- (2) 平成21年度において地方自治法第252条の2若しくは市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第3条の規定により市町村の合併に関する協議を行う協議会が設置されていた市町村又は関係する市町村による市町村の合併に関する協議を行う任意の協議会等が設置されていた市町村
- (3) 平成19年度以降に大規模な災害に被災し、既存の施設整備計画の変更を余儀なくされた市町村
- (4) 上記(1)～(3)のほか、厚生労働大臣が特に必要と認めた市町村
- 10 「離島簡易水道」とは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島における簡易水道又は飲料水供給施設をいう。
- 11 「地方生活基盤整備水道事業」とは、地域の生活様式の変化に対応可能な水量(別表第3の②の加算水量を除く1人1日平均給水量が200ℓを超えるもの)又は水圧(直結給水を行う場合の配水管最小動水圧が平常時245キロパスカルを超えるもの)を備えた簡易水道施設の整備を行う必要がある地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業をいう。ただし、飲料水供給施設及び原則として従前の計画給水人口20%未満又は100人以下の区域拡張を行うための施設整備にあつてはこの限りでない。
- 12 「高度浄水施設等」とは、次に掲げる高度浄水施設、水道原水水質改善施設及び代替水源施設をいう。
- ア 高度浄水施設とは、各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処し、清浄で異臭味等のない水道水の供給を確保するため、生物処理、オゾン処理、活性炭処理、ストリッピング処理(揮散処理)等の高度な処理を行う浄水施設、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設、水質の安全や安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設、貯水池における水質改善装置並びにこれらの施設と密接な関連を有する施設、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設をいう。
- イ 水道原水水質改善施設とは、高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であつて、水道原水バイパス管、取排水系統の再編に係る上流取水のための施設、伏流水の取水施設等及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。
- ウ 代替水源施設とは、クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な施設をいう。
- 13 「水道広域化施設」とは、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道法

第3条に規定する水道施設であつて、次に掲げる特定広域化施設、一般広域化施設及び広域化促進地域上水道施設をいう。

- (1) 「特定広域化施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく水道施設をいう。
- (2) 「一般広域化施設」とは、2以上の市町村の区域を給水区域とする水道事業又は2以上の水道事業を給水対象とする水道用水供給事業の用に供する水道施設（(1)及び(3)に掲げるものを除く。）をいう。
- (3) 「広域化促進地域上水道施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的水道整備計画区域内の水道施設をいう。

14 「ウォーターPPP」とは、公共施設等運営事業（以下「コンセッション方式」という。）及びコンセッション方式に準ずる効果が期待できる方式として長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする官民連携方式（①原則10年間の契約、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの要件を満たすものに限る。）を総称したものをいう。

15 「資本単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{受水分資本費}^{(注)}}{\text{総有収水量}}$$

(注) 受水分資本費とは、水道用水供給事業から受水する水道事業にあつて、当該水道用水供給事業に係る20年間の資本費のうち当該水道事業に対する供給に係るものであり、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{水道用水供給事業の資本費} \times \text{当該水道事業に対する計画給水量}}{\text{水道用水供給事業の計画給水量}}$$

第2 交付対象事業者について

- 1 交付要綱第6第1項(1)のうち水道施設に係る事業及び(2)、(3)の事業（以下「水道施設関連事業」という。）において、交付要綱第3第3項に規定する交付対象事業者は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。
- 2 交付要綱第6第1項(1)のうち保健衛生施設等に係る事業（以下「保健衛生施設等関連事業」という。）において、交付要綱第3第3項に規定する交付対象事業者は、都道府県、市町村、非営利法人等とする。

第3 交付の対象となる事業について

1 水道施設関連事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設において交付の対象となる事業は、別表第1の第1欄に掲げる、水道施設等耐震化事業のうち水道未普及地域解消事業、簡易水道再編推進事業、生活基盤近代化事業、緊急時給水拠点確保等事業のうち水道施設耐災害性強化事業、水道事業運営基盤強化推進等事業のうち水道事業運営基盤強化推進事業のうち広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設台帳電子化促進事業（簡易水道事業の用に供するものに限る。）、別表第4の第1欄に掲げる水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業（簡易水道事業の用に供するものに限る。）並びに別表第5の第1欄に掲げる生活基盤施設耐震化等効果促進事業（簡易水道事業の用に供するものに限る。）とする。

なお、簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業については、水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設を含む。

- (2) 水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設において交付の対象となる事業は、別表第1の第1欄に掲げる、水道施設耐震化等事業のうち高度浄水施設等整備費、緊急時給水拠点確保等事業、水道管路耐震化等推進事業、水道事業運営基盤強化推進等事業、別表第4の第1欄に掲げる水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業及び別表第5の第1欄に掲げる生活基盤施設耐震化等効果促進事業とする。
- (3) 水道施設等耐震化事業及び水道事業運営基盤強化推進等事業は、別表第1の第2欄に掲げる採択基準に該当するときに、同表の第4欄に掲げる施設等を整備するための事業（PFI事業選定事業者が、PFI法第14条第1項の規定により整備した施設を交付対象事業者が買収する事業、または将来的に買収予定の事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）とする。
- (4) 官民連携等基盤強化推進事業は、別表第3の第2欄に掲げる事業とする。
- (5) 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業は、別表第4の第2欄に掲げる事業とする。
- (6) 生活基盤施設耐震化等効果促進事業は、別表第5の第2欄に掲げる事業とする。
- (7) 交付対象事業（水道施設等耐震化事業のうち緊急時給水拠点確保等事業のうち水道施設耐災害性強化事業、水道事業運営基盤強化推進等事業のうち水道事業運営基盤強化推進事業のうち水道施設台帳電子化促進事業、官民連携等基盤強化推進事業、水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業及び生活基盤施設耐震化等効果促進事業を除く。）に要する費用が、次に掲げる事業費に満たない事業を除くものとする。

なお、複数年度にわたって継続実施される事業（交付金の交付の対象となる事業に限る。）にあつては、当該複数年度全体の交付対象事業に要する費用の

合計とする。

一 簡易水道事業及び飲料水供給施設にあつては、10,000 千円（放射線量の確認を行うための分析機器については 100 千円）

二 都道府県が実施する水道事業及び水道用水供給事業にあつては、100,000 千円

ただし、水道水源自動監視施設整備費にあつては、10,000 千円

三 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する水道事業及び水道用水供給事業にあつては、10,000 千円

2 保健衛生施設等関連事業は、昭和 62 年 7 月 30 日厚生省発健医第 179 号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「保健衛生施設等交付要綱」という。）の 3 で交付の対象と定める施設整備事業のうち耐震化に係る事業とする。

第 4 交付の対象となる水道施設について

この交付金の交付の対象となる水道施設（飲料水供給施設を含む。）は、次に掲げる施設とする。

（1）水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設は、水道法第 5 条に規定する施設基準に適合すること。

（2）簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設は、「簡易水道等国庫補助事業に係る施設基準について」（昭和 53 年 1 月 30 日環水第 8 号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）に適合し、かつ、第 5 に掲げる簡易水道等の事業計画基準に該当すること。

第 5 簡易水道等の事業計画基準について

1 交付金の交付の対象となる簡易水道等の施設整備は、次の各号に掲げる基準に該当するものとする。

ただし、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される施設整備については、当該計画を基準とする。

（1）布設対象区域（以下「給水区域」という。）は配水管布設計画のある地域であつて、かつ、次のいずれかに該当する地区であること。

一 日常生活用水に起因する疫病が多発し、又は発生のおそれがある等、衛生状態の不良地区。

二 流水を日常生活用水にしている地区又は水質の不良な地区若しくは飲料水等の需給に著しく困却している地区。

三 生活改善その他の理由により簡易水道等の布設が必要と認められる地区。

（2）給水区域は家屋のおおむね連たんした地区にあつては、一つの区域として計画し、このような地区が二つ以上散在する場合においては個々に簡易水道を布設するよりも、これを合併施行することが経済的であると認められるときは、合併して計画すること。

（3）簡易水道等にあつては、次の方式により算定した普及率が原則として 10

0 %であること。ただし、区域の主として飲料水取得の状況から、100 %普及が困難な場合は90 %を限度として下げることができる。

一 普及率は計画年次（計画時点から10年後）における給水区域内の推定常住人口で計画年次の実給水見込人口を除いて算定すること。

二 人口の推定には過去少なくとも10年以上の実績（異常増減を除く。）及び計画給水区域の特殊性を勘案すること。

（4）給水量は、別表第2「給水量の基準」によるものとする。ただし、次の場合にはそれぞれ次に掲げる水量（別表第2の加算水量）を加算することができる。

一 一般の加算水量

当該簡易水道の給水区域内の人口密度が高く、生活水準が高い等のため特に多量の水を使用する要因がある場合。

二 学校、病院等の加算水量

当該簡易水道の給水区域内に学校、旅館、官公署、病院その他の施設があり、これらの施設において特に多量の水を使用する場合。

三 その他

厚生労働大臣が適当と認める加算水量

2 交付金の交付の対象となる飲料水供給施設の整備は、次の各号に掲げる基準に該当するものとする。

（1）布設対象区域（以下「給水区域」という。）は、配水管布設計画のある地域であって、かつ、次のいずれかに該当する地区であること。

一 「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和37年法律第88号）に定める「辺地」に該当する地区。

二 「辺地」に準ずる地区（「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則」（昭和37年自治省令第14号）第2条第1項に規定する辺地度数が90点以上である地区。）。

三 日常生活用水に起因する疾病が多発し、又は発生のおそれがある衛生状態の不良地区。

四 流水、天水を日常生活用水としている地区又は水質不良地区若しくは飲料水需給に著しく困却している地区。

（2）家屋のおおむね連たんした地区は一つの給水区域として計画し分割しないこと。

（3）給水人口は当該年度の4月1日における給水区域内の現在人口とすること。

（4）給水量の基準は簡易水道施設の基準を準用するものとする。

第6 交付の対象外費用について

保健衛生施設等関連事業については、保健衛生施設等交付要綱の4に定める費用は、交付の対象としないものとする。

第7 交付額の算定方法について

1 交付要綱第7に規定する交付額の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 交付金の交付の対象となる水道施設関連事業の事業費は、次の各号に掲げる算定方法によるものとする。

一 別表第6に定める算定基準により、それぞれ算定された額（実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。）の合計額とする。

ただし、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第7条第1項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダムの共同施設の負担金又は分担金並びに共同施設の持分権の取得に要する費用については、厚生労働大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。

二 生物処理、オゾン処理及び活性炭処理（粉末活性炭処理を除く。）を用いる高度浄水施設の交付対象事業費は、水道法第5条に規定する施設基準に準拠して算定される標準的な費用（実支出額がその費用より少ないときは、実支出額とする。）とする。

三 基幹水道構造物の耐震化事業（改築・更新事業に限る。）は、水道法第5条に規定する施設基準に準拠して算定される標準的な費用（実支出額がその費用より少ないときは、実支出額とする。）とする。

四 水道水源自動監視施設等整備事業は、別表第1の第4欄に掲げる設備を購入するために必要な備品購入費とする。

五 PFI事業は、地方公共団体がPFI事業選定事業者から所有権を取得する際に申請する場合は、別表第1の第4欄に掲げる施設を交付対象事業者が買収するために必要な費用（施設の維持・管理费用及び金利分を除く。）、PFI事業選定事業者が地方公共団体に所有権を移管する前に申請する場合は、一号から四号のとおりとする。

六 官民連携等基盤強化推進事業は、別表第3の第2欄に掲げる事業を実施するために必要な同表第4欄に掲げる経費の合計額とする。

七 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業は、別表第4の第2欄に掲げる事業を実施するために必要な同表第4欄に掲げる経費の合計額とする。

八 生活基盤施設耐震化等効果促進事業は、別表第5の第2欄に掲げる事業を実施するために必要な同表第4欄に掲げる経費の合計額とする。

(2) 水道施設関連事業における毎年度の交付金の交付額は、次により算出した額を合計した額とする。

一 交付対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額（以下「交付対象基本額」という。）に、別表第1又は別表第3、別表第4の第3欄及び別表第5の第3欄に掲げる交付率を乗じて算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

二 生物処理・オゾン処理及び活性炭処理（粉末活性炭処理を除く。）を用いる高度浄水施設及び基幹水道構造物の耐震化事業（改築・更新事業に限る。）は、「別添 1 高度浄水施設等整備費に係る基準事業費」及び「別添 2 基幹水道構造物の耐震化事業に係る基準事業費」により算出した基準事業費と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額に、別表第 1 の第 3 欄に掲げる率を乗じて算出した額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

2 保健衛生施設等関連事業の交付額の算定方法は、保健衛生施設等交付要綱の 5 に基づき算定するものとする。

第 8 交付金の配分について

交付決定を受けた交付金について、交付対象事業における事業間の調整は自由であるが、交付対象事業に係る交付金の交付が法令で定めるところに違反しないか、交付対象事業の内容が適正であり、かつ、当該年度内に実施可能であるかなどを適切に判断し配分すること。

別表第1

1 事業区分			2 採 択 基 準	3 交 付 率	4 対 象 施 設 等
大事項	中事項	小事項			
水道施設等耐震化事業	水道未普及地域解消事業		水道がまだ布設されていない地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づき施行される事業で、次のいずれかに該当するもの。	1 簡易水道施設 (1) 財政力指数が0.30を超える市町村にあっては1/4 但し、 ア 単位管延長が20メートル以上であるものについては4/10 イ 単位管延長が6メートル以上20メートル未満であるものについては1/3 ウ 渇水対策として行う海水淡化化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10 (2) 財政力指数が0.30以下の市町村にあっては1/3 但し、 ア 単位管延長が7メートル以上であるものについては4/10 イ 渇水対策として行う海水淡化化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10 (3) (1)及び(2)にかかわらず、水源地域対策特別事業については4/10 (4) (1)、(2)及び(3)にかか	1 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費 (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設 (2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設 (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設 (4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設 (5) 飲料水供給施設（簡易水道再編推進事業にあっては、飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあっては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。 ただし、次に掲げるものを除く。 ア 給水栓 イ 立上り管 (6) 放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ） 2 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。 (1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設 (2) 給水装置
		新設	市町村が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業 なお、当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口10人以上100人以下とする。ただし、厚生労働大臣が認める地下水等汚染地域（以下、「地下水等汚染地域」という。）又は財政力指数0.30以下の市町村にあっては、この限りではない。 (1) 当該事業と会計が同一又は管理が一体である等経営実態が一体である事業が存在していないこと。 (2) 既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として10km以上離れていること。 ただし、簡易水道施設を新設する事業で、給水人口が現在人口の2倍を超える場合にあってはその超える部分については補助対象事業とはしない。（独立行政法人都市再生機構等が行う宅地開発若しくは宅地建設又は独立行政法人住宅金融支援機構等の宅造融資を受けた者が行う宅地開発等により急激に人口が増加する場合には、この限りでない。）		
		広域簡易水道	簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が、原則として200m以上（地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡した5,000人を超える給水人口を有する単一の水道施設を新設する事業。ただし、同一行政区域内に既に市町村が経営する水道事業が存在する場合には当該水道事業が経営するものに限る。		
		飛地区域	次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1) 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備		

			えた地域（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。）において、既存の水道事業の給水区域から原則として 200m 以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業 (2) (1)の地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域（飲料水供給施設にあっては現在供給されている区域）からの距離が、原則として 200m 以上（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村及び離島簡易水道にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。（当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあってはこの限りではない。）	ならず、放射線量分析機器については 1/4 (5) (1)、(2)、(3) 及び(4)にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）	
		給水区域内無水源	既認可給水区域であって、まだ水道が布設されていない地区（給水人口 101 人以上 5,000 人以下）に対し、現在給水されている区域から原則として 200m 以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業	2 飲料水供給施設 (1) 4/10	
		区域拡張	市町村が簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業（当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業（生活基盤近代化事業の対象となる施設整備に限る。）を含む。） なお、簡易水道施設については給水人口 10 人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の 20%以上であること。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。	(2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）	
	簡易水道再編 推進事業	統合簡易水道	市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設に係る統合簡易水道施設を整備する事業であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。		

			(1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業（給水人口 50 人未満のものを除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業 (2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外の水道事業（原則として 200m 以上の距離を有すること。）から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であって厚生労働大臣が必要と認めた事業 ただし、平成 29 年度以降は、平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有するものについて、次のア及びイのいずれにも該当する場合に実施する「同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業」であって、厚生労働大臣が必要と認めた事業を含む。 ア 水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が著しく困難であるため、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的であること。 イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上であること。 (3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業		
		簡易水道統合整備事業	市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設を統合整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するもの。 (1) 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づき、上		

			水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となる水道未普及地域解消事業（給水人口 50 人未満のものを除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業 (2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業		
	生活基盤近代化事業	増補改良	市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業で、次の(1)から(8)のいずれかに該当するもの。 ① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、(1)に該当する事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。） ② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。） ③ 平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。 ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であるもの イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること （ア）上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%		

			以上 (イ) 有収水量1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上 (1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業であつて、次のア及びイに該当するもの。 ア 増補改良しようとするしゅん工後 10 年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設（以下「旧施設」という。）の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。 イ 旧施設における渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。 (2) 旧施設の水质が「水质基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）による水质基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業 (3) 鉛製管の更新を行う事業。 (4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設（次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。）、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業 ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。 イ 既設設備が塩素消毒のみの場合においては、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在すること。 ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を0.1度以下に維持でき	
--	--	--	---	--

			ない施設であること。 (5) 有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）による汚染に対処するための活性炭処理施設等の整備又は活性炭処理施設等の整備に代替して開発する水源の整備事業 (6) 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業であつて、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、ウからカのいずれにも該当するもの。 ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業 ウ 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（管路は含まない。）及びこれらの施設内に存在する基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設であること。 エ 地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 14 条に定める法定耐用年数以内の施設又は経過年数が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産処分の制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）で定める年数以内の施設であること。 オ 平成 9 年度以前に建築された施設であつて、耐震診断により水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）に基づく施設基準を満たさないことが明らかであるもの。 カ 耐震補強又は改築を行った基幹的な水道構造物については、供用期間内に発生する確率は低い が、大きな強度を有する地震動（レベル 2 地震動）に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造である	
--	--	--	---	--

			こと。 (7) 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。 ア 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業 (8) 原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業		
		基幹改良	市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う(1)から(4)並びに(5)のいずれかに該当するもの。ただし、(1)から(3)は増補改良に該当する事業を除く。 ① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、下記(1)から(4)の事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定簡易水道事業として扱わない。） ② 特定飲料水供給施設に該当しない離島振興対策実施地域における飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定飲料水供給施設として扱わない。） ③ 平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に		

			含まれることとなった簡易水道施設及び離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。 ア．当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であるもの。 イ．経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること （ア）上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上 （イ）有収水量 1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量 1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上 (1) しゅん工後原則として 40 年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。 (2) 設置後原則として 10 年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。 (3) 布設後 20 年以上経過した管路を廃止して新設するもの。 ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の 20% 以上（財政力指数が 0.30 以下の市町村の場合においては 10% 以上、特定市町村の場合においては 15% 以上とし、また、铸铁管及びコンクリート管の更新については、管路延長要件を適用しない。）の改良を行うものに限る。 (4) しゅん工後 20 年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替えを行う事業であって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。 (5) 地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。 ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に	
--	--	--	---	--

			指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業		
		水量拡張	市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張（拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の20%以上である場合。）する事業（当該事業を行うために必要となる基幹的施設の改良を行う事業（ただし、基幹改良の対象となる施設整備に限る。）を含む。） ① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定簡易水道事業として扱わない。） ② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定飲料水供給施設として扱わない。） ③ 平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として200m以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。 ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上であるもの。 イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること		

			(ア) 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が10%以上 (イ) 有収水量1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上		
	高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 1 高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる次の(1)に掲げる河川、湖沼等から取水する原水調整池若しくは浄水場に設置される施設、又は、湖沼等に設置される貯水池水質改善装置であって、かつ、(2)～(6)のいずれかに該当するものであること。 (1) 対象となる河川、湖沼等 ア 環境基本法第17条第1項に規定する地域内の河川、湖沼等 イ 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域及び同法第14条の8に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等 ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域内の河川、湖沼等 エ 環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に係るものに限る。）の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域 オ 湖沼水質保全特別措置法第3条第1項に規定する指定湖沼 カ クリプトスポリジウム等の病原性原虫が検出された又は検出されるおそれがある河川、湖沼等 キ トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された河川、湖沼等 ク その他高度浄水施設を整備する必要性がア～オの地域と同等以上と厚生労働大臣が認める地域内の河川、湖沼等	(1) 1／4 （ただし、平成27年度以前に水道水源開発等施設整備費国庫補助において採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては1/3） (2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2	1 次に掲げる施設とする。 (1) 高度浄水施設整備事業 ①生物処理施設 生物処理槽、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ②オゾン処理施設 オゾン接触槽、オゾン発生機、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ③活性炭処理施設 ア 粉末活性炭処理施設 粉末活性炭投入用施設、自動攪拌装置付溶解槽、自動注入装置、活性炭接触池、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 イ 粒状活性炭処理施設 活性炭吸着槽、電気・機械設備、粒状活性炭貯槽設備、粒状活性炭再生設備、各種配管・計装設備 ④ストリッピング処理施設（揮散処理） 充填塔、電気・機械設備、排出ガス吸着装置、各種配管及び計装設備 ⑤酸化処理施設（原水中に溶解しているマンガン又はヒ素を酸化処理によって除去するための処理施設） 酸化設備、沈殿過設備（酸化処理に伴って必要となるものに限る。）、次亜塩素酸ナトリウム等酸化剤の貯槽設備・注入装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑥電気透析処理施設（原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設）

		(2) 水道水における異臭味障害等の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。 (3) 水源水質について、「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)に定める色度、臭気、過マンガン酸カリウム消費量等有機性汚濁に関する項目のいずれか又はマンガン(表流水に係るものに限る。)が基準値を超えていること。また、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。 (4) 水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている。又は超えるおそれがあること。 (5) クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設、紫外線処理施設又は代替水源施設を整備する場合においては、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等(し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設)が存在し、それらが検出されるおそれがあること。ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)を備えていること。 (6) 有機フッ素化合物(PFOS又はPFOAに限る。)による汚染に対処するための活性炭処理施設等又は代替水源施設を整備する場合は、水源水質中に有機フッ素化合物(PFOS又はPFOAに限る。)が検出されたことがあること。 2 次のいずれかに該当するものであること。なお、水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあつては(4)の要件を満たしていること。 (1) 病原性原虫の汚染に対処するため実施するろ過施設及び	調整設備(薬品注入設備を含む。)、電気透析設備、放流設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑦膜ろ過施設 調整設備(薬品注入設備含む。)、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑧紫外線処理施設 調整設備(薬品注入設備を含む。)、紫外線照射槽、紫外線照射装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑨原水調整池(水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池) 原水調整池、導水管(原水調整池の整備に伴って必要となる最小限のものに限る。)、電気・計装・機械設備 ⑩従来の浄水処理のレベルアップのために必要なろ過施設 ア 急速ろ過施設(消毒のみ又は緩速ろ過の方式の浄水施設を更新する場合であつて、急速ろ過の方式による浄水処理を行うために必要な施設) 凝集池、薬品沈殿池、急速ろ過池、凝集用薬品注入設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 イ 膜ろ過施設 調整設備(薬品注入設備を含む。)、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑪貯水池水質改善施設 水質改善装置の整備のための空気揚水筒、コンプレッサー、電気設備、その他関連設備 ⑫離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設 ⑬①～⑫に掲げる処理施設と同等の浄水性能を得るた
--	--	---	--

		紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業であること。 a 既設の浄水施設が塩素消毒のみであること。 b 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備である場合において浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。 (2) 水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業であること。 a 給水人口 5 万人未満であること。 b 施設整備後 30 年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものであること。 (3) 代替水源施設を整備する場合には、ろ過施設又は活性炭処理施設等を整備する場合と費用比較して安価に整備できること。 (4) 水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあつては、水道用水供給事業者から受水ができない区域に給水するための施設の整備であること。ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 25 年度以前に採択された事業を除く。 (5) 既設の浄水施設であつて、新たに覆蓋するものであること。 3 (1) 水道事業については、資本単価が 90 円／m^3以上であること。 ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業は、70 円／m^3以上であること。 (2) 水道用水供給事業については、資本単価 が 70 円／m^3以上であること。 ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業は、50 円／m^3以上であること。	めに必要な施設 (2) 水道原水水質改善事業 高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であつて、次に掲げるもの ①水道原水バイパス管 水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管、ポンプ、その他原水水質の改善に必要な施設 ②取排水系統再編に係る上流取水のための施設 取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 ③伏流水取水施設 集水埋きよ、取水ポンプ、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他取水・導水に必要な施設 ④①～③と同等の機能を有するものと認められる水道原水水質改善施設 (3) 代替水源施設整備事業 有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）又はクリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設 ①取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設（消毒設備に限る。）、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設 ②①と同等の機能を有するものと認められる代替水源施設
--	--	---	--

			と。 上記 1、2 の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であって、3 の基準に満たない事業、又は、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業であること。	(1) 1／4 (2) (1) にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2	(4) 浄水施設覆蓋整備事業 活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 23 条第 1 項の規定により指定された降灰防除地域に存する浄水施設の覆蓋 (5) (1) から (3) に掲げる施設と密接な関連を有する施設 2 1 に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。
	緊急時給水拠点確保等事業		本事業において「地震対策等地域」とは、次のⅠ～Ⅲの地域をいう。 Ⅰ 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。 Ⅱ 地震、洪水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。 Ⅲ 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域であること。		この事業は、災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、重要給水施設配水管の整備事業及び基幹水道構造物の耐震化事業（補強又は改築・更新）とする。 なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設には、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとする。
		配水池	次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。 (1) 計画一日最大給水量の 10 時間分を超え、12 時間までの容量の配水池を整備する事業であること。 ただし、平成 15 年度以前に採択された事業については、なお従前のとおりとする。	(1) 1／4 (ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1／3)	配水池及び配水池と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。 (1) 送水管及び配水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。） (2) 塩素注入設備

			(2) 資本単価が 90 円／m³以上であること。 ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、70 円／m³以上であること。 (3) 地震対策等地域のⅠ～Ⅲのいずれかの地域における事業であること。	(2) (1) にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2	(3) 計装設備 (4) 仕切弁、緊急遮断弁等 (5) ポンプ
		緊急時用連絡管	緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間若しくは同一の水道事業体内（系列間の連絡管に限る。）で水道水を相互融通できる施設を整備する(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。 (1) 広域圏域の間又は近隣の水道事業体等の間の場合は当該水道事業体等の一つが、同一の水道事業体内の場合は当該水道事業体等が、次のいずれにも該当するものであること。 ア 資本単価が 90 円／m³以上であること。 ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、70 円／m³以上であること。 イ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 (2) 厚生労働大臣が認める緊急時用連絡管の整備事業であること。	(1) 1／4 (ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1／3) (2) (1) にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2	次に掲げる施設とする。 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管 (4) ポンプ (5) 計装機器 (6) その他必要な施設
		貯留施設	送水又は配水の用に供する管路であつて水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業で、次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。	(1) 1／4 (ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建	貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。 (1) 貯水施設

			(1) 資本単価が、水道事業にあつては90円／m³以上、水道用水供給事業にあつては70円／m³以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円／m³以上、水道用水供給事業にあつては50円／m³以上であること。 (2) 既設の管路の更新等に合わせて整備するものであること。 (3) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。	団体が行う事業にあつては、1／3) (2) (1)にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2	(2) 配水管、送水管(ただし、既設管との連絡部分に限る。) (3) 給水管、給水栓、給水ポンプ(ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急時用の設備とする。)
		緊急遮断弁	緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であつて、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業であること。 (1) 資本単価が、水道事業にあつては90円／m³以上、水道用水供給事業にあつては70円／m³以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円／m³以上、水道用水供給事業にあつては50円／m³以上であること。 (2) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。	(1) 1／4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1／3) (2) (1)にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2	緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。 (1) 緊急遮断弁(作動スイッチを含む。) (2) 非常用電源設備 (3) 伸縮可撓管(ただし、配水池等との連結部分に限る。)

		大容量送水管 緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であって、次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。 ただし、施設規模については、「水道の耐震化計画等策定指針」(平成20年4月8日健水発第0408002号厚生労働省健康局水道課長通知を参照)の応急給水の目標設定例に基づき、給水地域全体に10日間程度の応急給水が可能な容量を上限とする。 (1) 資本単価が、水道事業にあつては90円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70円/㎡以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては50円/㎡以上であること。 (2) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 (3) 地震等の災害時には、給水タンク車、消防車への給水、仮設給水栓による応急給水など、防災活動の拠点となるものであること。	(1) 1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1/3) (2) (1)にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1/2	送水管及び立坑施設
		重要給水施設 配水管 基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であって、耐震機能を有するものを整備する次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。 (1) 次のいずれにも該当する事業であること。 ア 資本単価が90円/㎡以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。 イ 地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が特に高い施設への配水管であること。 ウ 給水人口5万人以上の水道事業者が整備する場合にあつては、次のaに該当し、かつ、b～dのいずれかに該当する水道事業者であること。なお、c及びdは、平	(1) 1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1/3) (2) (1)にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群	重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設とする。

			成30年度までの時限措置とする。 a 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 b 1か月に10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者であること。 c 平成21年度以降に他の水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者であること。 d 水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者であること。ただし、平成30年度までに統合する計画であるものに限る。 (2) 厚生労働大臣が認める重要給水配水管事業であるもの。	島において行う事業にあつては1／2	
		基幹水道構造物の耐震化事業	配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強事業又は改築・更新事業であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。なお、平成29年度以降に採択された事業については、効率的な交付金事業執行の観点から、本事業の実施前に近隣事業者等との広域化についても検討すること。 (1) 次のいずれにも該当する事業であること。 ア 資本単価が水道事業にあつては90円／m³以上、水道用水供給事業にあつては70円／m³以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円／m³以上、水道用水供給事業にあ	(1) 1／4 （ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1／3） (2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美	次に掲げる施設とする。 (1) 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。） (2) その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設

			つては50円／m³以上であること。 イ 地方公営企業法施行規則第14条に定める法定耐用年数以内の施設であること。 ウ 平成9年度以前に建築された施設であること。 エ 耐震補強又は改築・更新を行った基幹水道構造物については、供用期間内に発生する確率が低い^①が、大きな強度を有する地震動(レベル2地震動)に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。 オ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 (2) 厚生労働大臣が認める基幹水道構造物の耐震化事業であるもの	群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号) 第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2	
	水道施設耐災害性強化事業	次のいずれにも該当する事業であること。 (1) 災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化事業であること (2) 原形より水道施設の耐災害性が強化される事業であること (3) 他の事業による防災対策が実施されても被災原因となった災害と同様の災害によって被災するおそれがあること。	(1) 1／3 (2) (1)にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2	取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関係を有する施設(ただし、管路は含まないものとする。)	
水道管路耐震化等推進事業		老朽管更新事業において「地震対策等地域」とは、次のⅠ、Ⅱの地域をいう。 Ⅰ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対		この事業は、老朽化した鋳鉄管等の更新事業、厚生労働大臣が必要と認める対象区域において、直結給水(3階以上の建物に受水槽を使用せず直結給水することをいう。)を可能とするために必要な施設整備を行う事業、鉛製の水道管を更新する事業及び管路において災害復旧を実施した部分か	

			策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域 Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域		ら厚生労働大臣が認める区間までを耐震化する事業とする。
	老朽管更新事業	1 平成 27 年度以前に採択された事業及び平成 28 年度に実施する事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 但し、平成 28 年度に新規に実施する事業に関しては、平成 28 年度事業実施分に限り対象とする。 (1) 地震対策として行う更新事業であって、次のアに該当し、かつ、イ～カのいずれかに該当すること。 ただし、エについては平成 25 年度まで、オについては平成 30 年度までの時限措置とする。 ア 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 イ 給水人口が 5 万人未満の水道事業者であること。 ウ 給水人口が 5 万人以上の水道事業者であって、1 か月に 10 m ³ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口 5 万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者であること。 エ 給水人口が 5 万人以上の水道事業者であって、次のいずれにも該当する水道事業者。ただし、基幹管路における鋳鉄管、コンクリート管の更新事業に限る。 ① 基幹管路における「布設後 20 年以上経過した鋳鉄管、コンクリート管」（次の②において「老朽管」という。）が、基幹管路延長の 10%以上残存している水道事業者であること。 ② 単年度あたり、基幹管路延長の 1.5%以上又は 5 km以上の老朽管更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者であること。 オ 給水人口が 5 万人以上の水道事業者であって、次の	1／3 （ただし、平成 21 年度以前に採択された事業及びダクトイル鋳鉄管の更新事業にあつては、1／4）	布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管（接着接合の継手など耐震性の低い継手を有するものに限る。）、鋳鉄管及びコンクリート管並びに、布設後 30 年以上経過したダクトイル鋳鉄管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管 ただし、塩化ビニル管及びダクトイル鋳鉄管については基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されているものに限る。	

			いずれかに該当する水道事業者であること。 ① 平成 21 年度以降に他の水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者であること。 ② 水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成 30 年度までに統合する計画であるものに限る。 カ 水道用水供給事業者であること。 (2) 水道事業で資本単価 90 円／m^3以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円／m^3以上であること。また、平成 10 年度以前に採択された事業であって上記の基準に満たないものについては、用水単価 160 円／m^3以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価 80 円／m^3以上であること。また、平成 21 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、水道事業にあつては資本単価が 70 円／m^3以上、水道用水供給事業にあつては資本単価が 50 円／m^3以上であること。 2 1 に該当する事業であつて、水道事業で資本単価 140 円／m^3以上、又は水道用水供給事業で資本単価 100 円／m^3以上であること。また、平成 10 年度以前に採択された事業であつて、上記の基準に満たないものについては、用水単価 230 円／m^3以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価 130 円／m^3以上であること。 3 厚生労働大臣が認める老朽管の更新事業であること。	1／2 （ただし、平成 21 年度以前に採択された事業及びダクタイル鋳鉄管の更新事業にあつては、1／3） 1／4	
--	--	--	--	---	--

		水道管路緊急改善事業	次のいずれかに該当する事業であること。 1 1 ヶ月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。 2 1 に該当しない上水道事業者であり、1 ヶ月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。 3 1 に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が 100% 以上の上水道事業者であること。 4 水道用水供給事業者であること。 ただし、次のいずれかの事業については、1 から 4 の条件は付さない。 (1) コンセッション方式導入のために実施する事業。なお、交付額は 5 億円を上限とする。 (2) (1) 以外のウォーター PPP 導入のために実施する事業。なお、交付額は 1 億円を上限とする。	(1) 1／3 (2) (1) にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2	布設後 40 年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管及びポリエチレン管であつて、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業であること。 ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。
		管路近代化事業	直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業であること。 (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条の規定に基づき定められる市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業であつて、直結給水対象人口が 10 万人を限度とするものであること。 (2) 資本単価 140 円／m³以上であること。	(1) 1／4 （ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1／3） (2) (1) にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域とし	次に掲げる事業であること。 (1) 石綿セメント管並びに、布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管、鑄鉄管及び鋼管等の管路更新（動水勾配の減少による必要動水圧の確保、配水圧の均等化、又は時間最大流量の増加への対応として行われる場合は増口径を認める。） (2) ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新 (3) その他必要と認める附帯施設

				て指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2	
		鉛管更新事業	鉛管の更新事業であつて、資本単価 90 円 / m ³ 以上であるもの。 ただし、平成 21 年度以前に採択された事業であつて、上記の基準に満たないものについては、70 円 / m ³ 以上であること。	（1） 1 / 4 （ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3） （2）（1）にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2	鉛管であつて、次に掲げる管路の更新事業であること。 （1） 導水管 （2） 送水管 （3） 配水管
		基幹管路耐震化整備事業	次のいずれにも該当する事業であること。 （1） 災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、厚生労働大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。 （2） 原形より耐震化が向上する材質又は継手構造を持つ管路により災害復旧を行った事業であること。 （3） 更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造であること。	（1） 1 / 3 （ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 2） （2）（1）にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第	次に掲げる施設であつて、災害復旧事業の対象となった部分から直近の制水弁までの区間とする。ただし、次の（3）のエについては、災害復旧事業の対象となった部分から最初の分岐部までの区間とする。 （1） 導水管 （2） 送水管 （3） 配水管（次のいずれかに該当するものに限る。） ア 給水人口 50 万人以上の水道事業者においては、

				72 号) 第 2 条の規定により 離島振興対策実施地域として 指定された地域及び奄美 群島振興開発特別措置法 (昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条の規定による奄美群 島において行う事業にあつ ては 1 / 2	口径 200 mm以上の配水管 イ 給水人口 25 万人以上 50 万人未満の水道事業者にお いては、口径 150 mm以上の配水管 ウ 給水人口 25 万人未満の水道事業者においては、 口径 125 mm以上の配水管 エ 学校、病院、公民館等の防災拠点等へ至る配水管
		海底送・配水管更新事業	令和 7 年度以前に採択された海底送・配水管更新計画に基づ く事業であって、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業で あること。 (1)水道事業で資本単価 90 円 / m³以上、又は水道用水供給事業 で資本単価 70 円 / m³以上であること。 (2)事業の対象となる海底送水管・海底配水管の代替水源が存 在しないこと。	(1) 1 / 3 (2) (1)にかかわらず、離 島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条の規定により 離島振興対策実施地域とし て指定された地域及び奄美 群島振興開発特別措置法 (昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条の規定による奄美群 島において行う事業にあつ ては 1 / 2	布設後 20 年以上が経過した海底送水管・海底配水管の更 新事業であること。
		水管橋耐震化等事業	令和 7 年度以前に採択された水管橋耐震化等計画に基づく 事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 (1)水道事業で資本単価 90 円 / m³以上、又は水道用水供給事業 で資本単価 70 円 / m³以上であること。 (2)他の管路等の使用によりバックアップして水供給を行うこ とができないこと。	(1) 1 / 3 (2) (1)にかかわらず、離 島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条の規定により 離島振興対策実施地域とし て指定された地域及び奄美 群島振興開発特別措置法 (昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条の規定による奄美群	布設後 40 年以上が経過した水管橋として布設されている 導水管、送水管の更新事業及び水管橋の補強、改築・更新事 業であること。

				島において行う事業にあつては1／2	
		導水管・送水管複線化事業	河川を横断する導水管又は送水管の複線化事業であつて、次のいずれにも該当する事業であること。 (1) 資本単価が、水道事業者にあつては90 円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70 円/㎡以上であること。 (2) 既設管路が破損した場合に5 万人以上が漸水の影響を受けること。 (3) 新設管の法定耐用年数（40 年）の間、既設管を維持する予定であること（既設管を更新して維持する場合を含む）。 (4) 他の管路等の使用によりバックアップして水供給を行うことができないこと。 (5) 次のⅠ又はⅡの地域で行う事業であること。 Ⅰ 大規模地震対策特別措置法（昭和53 年法律第73 号）第3条第1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14 年法律第92 号）第3条第1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震対策特別措置法第3条第1 項の規定に基づく首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1 項の規定に基づく地震防災対策推進地域又は津波防災地域づくりに関する法律第53 条第1 項の規定に基づく津波災害警戒区域 Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域	1／3	次に掲げる施設及び設備とする。 (1) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (2) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
水道事業運営 基盤強化推進 等事業	水道事業運営 基盤強化推進 事業	広域化事業	特定簡易水道事業以外の簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。ただし、経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現	1／3	次に掲げる施設及び設備とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設

		した年度を含め10年間は特定簡易水道事業として扱わない。)、資本単価が90円/㎡以上の水道事業又は70円/㎡以上の水道用水供給事業が行う次のいずれにも該当する事業であって、事業開始後5年以内に事業統合又は経営の一体化(以下「広域化」という。)を実現すること。 また、全体計画は原則10年間とし、令和16年度までの時限事業とする。 1 水道基盤強化計画等に基づく圏域における広域化であること。 2 市町村域を越えて3以上の水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)の広域化であり、かつ計画区域内の給水人口が原則5万人以上であること。 ただし、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づく半島振興対策実施地域に指定された地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づく離島振興対策実施地域に指定された地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項の規定に基づく過疎地域の区域内においては、市町村域を越えて2以上の水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業の広域化であること。 また、現在給水人口1万人未満の水道事業又は簡易水道事業を含む場合は、計画区域内の給水人口が3万人以上であること。 3 資本単価が90円/㎡以上である水道事業を広域化の対象に含むこと。 なお、次のいずれかに該当する水道事業は、資本単価に関する要件を付さないものとする。 (1) 次のいずれにも該当する場合		(2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設 (7) 会計システム、料金システム等の事務関係システム
--	--	---	--	---

			① 現在給水人口が1万人以下である水道事業であること。 ② 一人当たりの管路延長（管路総延長／現在給水人口）が、毎年度別途通知する一人当たりの平均管路延長よりも長い水道事業であること。 ③ 1か月に10㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高い水道事業であること。 (2) 現在給水人口1万人以下の事業体を含む場合の広域化であって、広域化後の圏域における料金回収率を100%以上とする計画を策定すること。		
		運営基盤強化等事業	1 広域化事業に係る対象施設の整備に要する事業費の総額を上限とし、広域化後の圏域において運営基盤を強化するために必要な施設の整備に関する事業であること。 2 広域化事業による水道施設の統廃合に伴い廃止する水道施設の撤去に関する事業であること。	1／3	1 次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設 2 浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）
		水道施設共同化事業	水道基盤強化計画等において、将来的に3事業体以上で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の2以上の事業体で実施する共同の水道施設の建設事業であって、資本単価90円／㎡以上の水道事業者又は資本単価70円／㎡以上の水道用水供給事業者が実施する事業であること。	1／3	次に掲げる施設及び設備とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設

					設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設
	水道施設再編 推進事業	給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、当該給水区域内において配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 1 資本単価が水道事業にあつては90 円／m ³ 以上、水道用水供給事業にあつては70 円／m ³ 以上であること。 2 公表された施設整備計画に基づき、同一系統において3施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること。	(1) 1／3 (2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和28 年法律第72 号）第2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29 年法律第189 号）第1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2	次に掲げる施設とする。 浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）	
	水道施設台帳 電子化促進事業	広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の電子化がされていない水道事業者等が、行政区域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業であること。	1／3	次に掲げる経費を交付の対象とする。 1 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費） 2 役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料） 3 委託料 4 使用料及び賃借料	
水道広域化施設整備費	特定広域化施設整備費	平成 26 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 1 現在居住人口が原則として 50 万人以上のもの。 ただし、地理的に孤立した地域であって、水源が当該地域で得られず、かつ、簡易水道では目的を達することができな	1／3	次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設	

		い場合で、その用水単価、資本単価が著しく高額となる場合にはこの限りでない。 2 給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 3 水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正前の水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画に基づく事業であって、別添 3 の基準に適合するものであること。 ただし、同事業が水道法第 5 条の 3 第 1 項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第 2 項第 7 号に掲げる事項として定められたときは、この限りではない。 4 (1) 水道事業については、資本単価が 140 円／m^3以上であること。 ただし、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 190 円／m^3以上であり、かつ、資本単価が 120 円／m^3以上であること。 (2) 水道用水供給事業については、資本単価が 100 円／m^3以上であること。 ただし、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 100 円／m^3以上であり、かつ、資本単価が 80 円／m^3以上であること。 (3) 昭和 56 年度以前に採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 40 円／m^3を超えること。また、昭和 57 年度から昭和 59 年度までに採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 60 円／m^3を超えること。		設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設
	一般広域化施設整備費	平成 21 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 1 特定広域化施設整備費の採択基準の 1 及び 2 に適合する事業であること。 2 (1) 水道事業については、平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本単価が 140 円／m^3以上であること。	1 / 4	次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設

		ただし、平成 15 年度以前に採択された事業は、70 円／m^3以上であること。 また、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 130 円／m^3以上であり、かつ、資本単価が 60 円／m^3以上であること。 (2) 水道用水供給事業については、平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本単価が 100 円／m^3以上であること。 ただし、平成 15 年度以前に採択された事業は、50 円／m^3 以上であること。また、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 65 円／m^3以上であり、かつ、資本単価が 40 円／m^3以上であること。 (3) 昭和 53 年度以前に採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 14 円／m^3を超えること。		(4) 沈殿池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設（ただし、水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画の事業に限る。）
	広域化促進地域上水道施設整備費	平成 26 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 1 水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正前の水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画の区域内の水道事業であって、かつ、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。 ただし、同事業が水道法第 5 条の 3 第 1 項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第 2 項第 7 号に掲げる事項として定められたときは、この限りではない。 2 計画給水人口又は計画給水量が 20%（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された市町村（これらの市町村が構成団体となる一部事務組合を含む。）にあっては 10%）以上増加する新設又は拡張事業であること。 3 資本単価が 140 円／m^3以上であること。	1／3	次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈殿池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにこれらの付帯施設（ただし、配水管の口径は、計画給水人口が 25 万人以上にあつては 150mm 以上、25 万人未満にあつては 75mm 以上であること。）

			ただし、上記の基準に満たない事業であって、昭和 59 年度以前に採択された事業については、「旧資本単価」が 90 円／m ³ 以上であること。また、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 190 円／m ³ 以上であり、かつ、資本単価が 120 円／m ³ 以上であること。		
		水道広域化促進事業費	平成 26 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 1 統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に係る水道事業者若しくは水道用水供給事業者の間で統合について合意する旨の協定書等（統合予定日が、協定書等の締結日から 3 年以内であるものに限る。）が締結されていること。 2 給水人口が概ね 10 万人以下であり、かつ資本単価が 90 円以上である水道事業を統合の対象に含むこと。 3 経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。 4 3 の整備計画は、別添 4 に定める要件を満たすものであること。	1 / 3	この事業は、複数の水道事業による市町村の区域を越えて行われる統合又は水道用水供給事業と水道事業による統合に伴って行う、経年施設更新事業及び統合関連事業で構成される事業であって、次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設 ※経年施設更新事業 給水人口が概ね 10 万人以下の水道事業の水道施設であって、整備する時点で耐用年数が超過しているものを整備する事業 ※統合関連事業 経年施設更新事業以外の水道施設を整備する事業であって、統合に係る水道事業又は水道用水供給事業に係る区域内で行われるもの
	水道水源自動	水道水源自動	次のいずれにも該当する事業であること。	1 / 4	水系あるいは地域単位で複数の水道事業者等が連携して

	監視施設等整備事業	監視施設整備費	1 水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業であること 2 2以上の水道事業者等が連携して（ただし、平成 22 年 3 月 31 日までに市町村合併が行われたことに伴い 統合した水道事業者等）にあっては、合併年度及びこれに続く 1 年度はこの限りではない。）体系的・効率的かつ計画的に 24 時間連続して水道水源の監視を行う事業であること。 3 都道府県が定める水道水質管理計画と整合性がとれたものであること。		体系的・効率的な水道水源の監視を行うために必要な次に掲げる装置等とする。 理化学的指標検査装置（濁度、電気伝導度、pH 等）、生物指標検査装置（魚類等生物を利用）、サンプリング装置、ろ過装置、テレメータ、監視盤及びその他附帯機器
		遠隔監視システム整備費	平成 21 年度までに簡易水道事業と統合した水道事業及び令和 2 年 4 月 1 日厚生労働省発生食 0401 第 1 号厚生労働事務次官通知「簡易水道等施設整備費の国庫補助について」による改正前の「簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領」（昭和 44 年 5 月 8 日厚生省生衛第 405 号厚生事務次官通知の別紙乙）に規定している簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合した水道事業者が、当該統合を契機として、施設の管理水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業であること。	1 / 4	点在する施設の運転管理及び監視の水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために必要な施設であって、取水量、配水池量、塩素濃度、水質異常及び配水量の監視・調整を行うために必要な次に掲げる装置等とする。 計装用機器（流量計測、水位計測、水圧計測、水質計測等）、監視操作設備、制御設備、伝送設備及びその他付帯設備

（注 1）「用水単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る 20 年間の減価償却費と支払利息の合計額（以下「資本費」という。）及び当該事業の 20 年間の経営に要する費用の額（以下「経営費」という。）を当該施設を利用して得られる 20 年間の総有収水量で除して得た水 1 立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{経営費}^{(2)}}{\text{総有収水量}}$$

（注） 水道用水供給事業から受水する水道事業にあっては、当該水道用水供給事業に対して支払う受水費用を含むこと。

（注 2）「原水単価」とは、水道水源開発施設の新築又は改築及び管理に要する費用の額を当該水道水源開発施設を利用して得られる水道用水の有収水量で除して得た水 1 立方メートル当たりの費用の額であって、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{建設費} \times \{ (1 + 0.4 \times \text{利子率} \times \text{工期}) \times (\text{減価償却率} + \text{利子率}) + \text{管理費率} \}}{(\text{新規の水道水源開発施設による}) \text{年間有収水量}}$$

(注3) 「旧資本単価」とは、当該水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る15年間の支払利息と、減価償却費又は起債の元金償還金のいずれか大きい方の額の合計額を15年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次に定める式により算出したものをいう。

$$\frac{(\text{支払利息}) + (\text{減価償却費又は元金償還金のうち大きい方の額})}{\text{有 収 水 量}}$$

(注4) 「旧用水単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設（配水施設を除く。）の新築又は改築に要する費用及び当該施設に係る経営に要する費用の額（以下「経営費」という。）を当該水道広域化施設を利用して得られる総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{事業費} \times (1 + 0.4 \times \text{利子率} \times \text{工期}) \times \text{賦金定率} \times (\text{起債の償還期間} - \text{工期}) + \text{経営費}}{\text{有 収 水 量}}$$

(注5) 財政力指数とは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で、当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値をいう。

(注6) 単位管延長とは、導水、送水、配水管路の総延長を計画給水人口で除して得た数値をいう。但し、渇水対策として行う海水淡水化施設整備事業における計画給水人口は、海水淡水化施設の整備により給水が可能となる人口とする。

(注7) 水源地域対策特別事業とは、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第9条第1項に基づく指定ダムに係る水源地域整備計画に位置付けられた事業をいう。

別表第2

① 簡易水道等施設（地方生活基盤整備水道事業を除く。）

給水量の基準			
	1人1日平均給水量	1人1日最大給水量	1日平均給水量及び1日最大給水量
一般	200ℓ	250ℓ	200ℓ×給水人口 250ℓ×給水人口
加算水量			
一般	40	50	同上
学校	50	100	〃
旅館	200	300	〃
官公署	80	120	〃
病院	300	450	〃
その他	厚生労働大臣が適当と認める水量		

② 地方生活基盤整備水道事業

給水量の基準			
	1人1日平均給水量	1人1日最大給水量	1日平均給水量及び1日最大給水量
一般	250ℓ	315ℓ	250ℓ×給水人口 315ℓ×給水人口
加算水量			
一般	50	60	同上
学校	60	125	〃
旅館	250	375	〃
官公署	100	150	〃
病院	375	560	〃
その他	厚生労働大臣が適当と認める水量		

別表第3

1 事業区分	2 採択基準	3 交付率	4 対象経費
官民連携等基盤強化推進事業	水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業とする。 なお、令和9年度までの時限事業とする。	(1) 1／3 平成29年度以降に事業を開始した場合は、1／4 (2) (1)にかかわらず、ウォーターPPPを導入するために行う事業については次のとおりとする。 ①コンセッション方式を導入するために行う事業にあつては定額補助（補助上限5,000万円） ②①以外の事業であつて、水道以外の分野と一体となつて行う事業にあつては定額補助（補助上限4,000万円）。ただし、下水道事業と一体となつて行う事業にあつては、下水道事業と1対1で按分を行うこととする。（この場合、水道事業の上限2,000万円） ③①以外の事業であつて、他の地方公共団体と一体となつて行う事業にあつては定額補助（補助上限4,000万円） ④①②③以外の事業にあつては定額補助（補助上限2,000万円）。なお、事業実施方針や事業者選定などに係る費用については交付対象外とする。	次に掲げる経費を交付の対象とする。 1 報償費 2 旅費（普通旅費、日額旅費） 3 賃金（保険料を含む。） 4 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、） 5 役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料） 6 委託料 7 使用料及び賃借料 8 備品購入費（取得金額15万円以上のものについては、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得たものに限る。）

別表第4

1 事業区分	2 採択基準	3 交付率	4 対象経費
水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業	次のいずれかに該当する事業であること。 (1) 広域的な水道施設の整備と合わせて実施する IoT 技術又は新技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業であること。 (2) IoT 技術又は新技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業であること。	1／3	次に掲げる施設であって、先端技術を活用した設備と合わせて整備する施設とする。 ただし、2採択基準欄の(2)により実施する事業については、先端技術を活用した設備の導入のみに限る。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈殿池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設

別表第5

1 事業区分	2 採択基準	3 交付率	4 対象経費
生活基盤施設耐震化等効果促進事業	次のいずれかに該当する事業であること。 (1) 複数事業者間で実施するアセットマネジメント又は施設統廃合計画の策定 (2) 業務継続計画の策定 (3) その他、都道府県が作成する生活基盤施設耐震化等事業計画の目標を達成するため、別表第1に掲げる事業等と一体的となってその効果を一層高めるために実施する事業	1／3	次に掲げる経費を交付の対象とする。 1 報償費 2 旅費（普通旅費、日額旅費） 3 賃金（保険料を含む。） 4 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、） 5 役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料） 6 委託料 7 使用料及び賃借料 8 備品購入費（取得金額15万円以上のものについては、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得たものに限る。）

別表第6

費 目	種 目	細 分	算 定 基 準	説 明
工事費	1 本工事費	材料費	直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。	「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。 「直接工事費」とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費という。 「間接工事費」とは、直接工事費以外の工事費及び経費であって、共通仮設費及び現場管理費をいう。 「共通仮設費」とは、工事の施工に必要な運搬費、準備費、仮設費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費、安全費及び環境対策費に要する費用をいう。 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。
		労務費	直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。	
		直接経費	直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。	
		共通仮設費	間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な接機器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。 また、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知で示す「水道施設整備費に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	
		現場管理費	現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	
		一般管理費	一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	

2 附帯工事費		附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。	「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。
3 用地費及び補償費	用地取得費 用地使用費 補償費	用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。	「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得または貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。
4 調査費		調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。	「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。 なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正前の水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については対象外とする。
5 機械器具費		機械器具費については、適正な実支出額とする。	「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。 なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。
6 営繕費		営繕費については直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 合計額が 1,000 万円以下の場合 5. 0% (2) 合計額が 1,000 万円をこえ 3,000 万円以下の場合 4. 0% (3) 合計額が 3,000 万円をこえ 10,000 万円以下の場合 3. 0% (4) 合計額が 10,000 万円をこえる場合 2. 0%	「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。 なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。
7 工事雑費		工事雑費については、1 の本工事費から 6 の営繕費までの合計に直接施工のものにあつては 4. 0%請負施工のものにあつては 1. 5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。	「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であつて、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水科、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から

					賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。
事務費			事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 合計額が 1,000 万円以下の場合 5. 5% (2) 合計額が 1,000 万円をこえ 3,000 万円以下の場合 3. 5% (3) 合計額が 3,000 万円をこえ 3 億円以下の場合 2. 5% (4) 合計額が 3 億円をこえ 20 億円以下の場合 2. 0% (5) 合計額が 20 億円をこえる場合 1. 5%	「事務費」とは、補助事業者が事業施行のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。 ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。 なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正前の水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については、対象外とする。	

別添 1

高度浄水施設等整備費に係る基準事業費

基準事業費は、次に示す処理方式別基準単価及び基準事業費算定方式に基づいて、別表「基準事業費算定明細書」を用いて算出する。

〔処理方式別基準単価〕

区 分		処理能力（m³/日）			
		～10,000 以下	10,000 超～ 30,000 以下	30,000 超～ 100,000 以下	100,000 超～
処 理 方 式	活 性 炭 処 理	円 59,000	円 35,000	円 17,000	円 15,600
	オ ゾ ン 処 理 活 性 炭 処 理	70,000	41,000	23,000	21,600
	生 物 処 理	29,000	18,000	15,000	15,000
	オ ゾ ン 処 理 活 性 炭 処 理	99,000	59,000	38,000	36,600
	生 物 処 理				

〔基準事業費算定方式〕

処理方式の区分に応じて、補助対象施設の処理能力値（計画浄水量）にそれぞれ該当する処理能力区分ごとの基準単価を乗じて得た額の合計額に補助年度の実施率（注）を乗じた額を基準事業費とする。

$$(注) 実施率 = \frac{\text{補助年度事業費}}{\text{全体事業費（事業開始から完了までの事業費総額）}}$$

（小数点以下第四位四捨五入）

事業費は、総事業費から寄附金その他の収入額又は単独事業費を控除した額とする。

（算定例）

施設処理能力 112,500m³/日でオゾン、活性炭処理の場合

$$\{(10,000\text{m}^3/\text{日} \times 70,000 \text{ 円}) + (20,000\text{m}^3/\text{日} \times 41,000 \text{ 円}) + (70,000\text{m}^3/\text{日} \times 23,000 \text{ 円}) + (12,500\text{m}^3/\text{日} \times 21,600 \text{ 円})\} \times 0.213(\text{実施率}) = 724,200 \text{ 千円}$$

$$\text{実施率} = 1,138,000 \text{ 千円} \div 5,350,000 \text{ 千円} = 0.213$$

$$(\text{補助年度事業費}) \quad (\text{全体事業費})$$

別 表

基準事業費算定明細書

補助事業者名		処 理 方 式	活性炭・オゾン・生物
浄 水 場 名		公称施設能力	m ³ /日
工 期		計 画 浄 水 量	m ³ /日
算定内訳			
処理能力区分(a)	基準単価(b)		基準事業費(a×b)
ア ～10,000 以下 m ³ /日	円		千円
イ 10,000 超～30,000 以下 m ³ /日	円		千円
ウ 30,000 超～100,000 以下 m ³ /日	円		千円
エ 100,000 超～ m ³ /日	円		千円
オ 合計(ア～エ) m ³ /日	—		(A)(千円未満四捨五入) 千円
実施率			
年度事業費 全体事業費 (B)(小数点以下第4位四捨五入) (千円) ÷ (千円) = ()			
基準事業費 (千円未満切捨て) (A)(千円) × (B)(千円) = 千円			
補助実績(見込み)			
年 度 区 分	各 年 度 事 業 費	全 体 事 業 費	実 施 率 国 庫 補 助 額
	千円	千円	千円
合 計			

(注) 1. 処理方式欄は、該当する処理方式に○印を附す。

2. 実施率欄の合計は、事業完了年度に原則として「1.000」になる。

別添 2

基幹水道構造物の耐震化事業に係る基準事業費

基準事業費は、次に示す基準単価及び基準事業費算定方式に基づいて、別表「基準事業費算定明細書」を用いて算出する。

〔基準単価〕

区 分	有 効 容 量 (m ³)	
	～1,500m ³ 以下	1,500m ³ 超～
改築・更新事業	40,000円/m ³	20,000円/m ³

〔基準事業費算定方式〕

交付金の対象施設の有効容量に応じて、それぞれ該当する有効容量区分ごとの基準単価を乗じて得た額の合計額に交付金の交付年度の実施率(注)を乗じた額を基準事業費とする。

$$(注) 実施率 = \frac{\text{交付金の交付年度事業費}}{\text{全体事業費 (事業開始から完了までの事業費総額)}}$$

※小数点以下第 4 位四捨五入

※事業費は、総事業費から寄附金その他の収入額又は単独事業費を控除した額とする。

(算定例)

有効容量 3,200 m³で改築・更新事業の場合

$$\{(40,000 \text{ 円/m}^3 \times 1,500 \text{ m}^3) + (20,000 \text{ 円/m}^3 \times 1,700 \text{ m}^3)\} \times 0.236(実施率) = 22,184 \text{ 千円}$$

$$実施率 = 35,900 \text{ 千円} \div 152,000 \text{ 千円} = 0.236$$

$$(交付金の交付年度事業費) \quad (全体事業費)$$

別 表

基準事業費算定明細書

交付対象事業者名		事業名	改築・更新事業	
施設名		有効容量		
算定内訳				
有効容量 (a)		基準単価 (b)	基準事業費 (a×b)	
ア ～1,500m ³ 以下	m ³	40,000円/m ³ 円	千円	
イ 1,500m ³ 超～	m ³	20,000円/m ³ 円	千円	
ウ 合計(ア～イ)	m ³	—	(A) (千円未満四捨五入) 千円	
実施率				
年度事業費		全体事業費	(B) (小数点以下第4位四捨五入)	
(千円) ÷ (		千円)	= ()	
基準事業費 (千円未満切捨て)				
(A) (千円) × (B) (		千円)	= 千円	
交付実績(見込み)				
年度区分	各年度事業費	全体事業費	実施率	交付金の交付額
	千円	千円		千円
全 体				

(注) 実施率欄の合計は、事業完了年度に原則として「1.000」になる。

特定広域化施設整備事業の基準

1 計画の内容等に関する事項

(1) 計画は、水道の広域的な整備に関する基本方針（計画の目標及び期間、計画推進のための基本方針等）、計画の区域に関する事項（計画区域の範囲、計画区域内の水道の現状及び問題点、水需給の見直し等）、根幹的水道施設の配置その他基本的事項（施設整備、維持管理、財政等に関する事項）について定めるものとする。

(2) 計画は、2で指示するところにより都道府県知事が策定する水道の整備に関する基本的な構想（以下「水道整備基本構想」という。）に適合するものであること。ただし、需要の緊急性、供給の制約等の理由で、やむを得ず、2の（2）にいう圏域のうちの一部を除外した区域について計画を策定する必要がある場合には、水道整備基本構想との整合性が保たれるものとする。

(3) 計画の目標年次は、当該計画における施設整備に要する期間に合致して決定するものとするが、おおむね10ないし15年後程度とすること。

なお、維持管理、経営に関しては、その実施の可能性を勘案して、別途その目標年次を定め、ても差し支えないこと。

(4) 計画の目標年次までの需要と供給の見通しが確実なものであること。このさい、20年後までの需要予測を明らかにしておくとともに、将来の長期的な供給の見通しについても概括的な考察を行うこと。

(5) 計画の内容は、当該計画区域の全域における水の需要と供給の状況を基とし、地形、水源の位置、供給対象の分布並びに水道施設の建設及び維持管理の難易、安全性、確実性及び経済性とともに、区域内の水道事業等の料金の実態、災害時の緊急給水等についても配慮して定めるものとする。

(6) 施設整備に関しては、特に（5）に留意しつつ、適正かつ合理的に施設の規模の決定及び配置を行うこと。

この場合、既存施設との有機的な関連について留意するほか、必要に応じその廃止統合について配慮すること。

また、水道用水供給事業、水道事業及び簡易水道事業に区分してそれぞれの区分ごとに施設整備の計画の概要と実施スケジュールを明らかにするとともに、その内容が妥当なものとなるよう配慮すること。

(7) 維持管理に関しては、計画区域全体のすべての水道施設の技術的管理が合理的に行われるよう必要に応じて中枢的機能を有する管理センター又はその支所の設置、機動力の配置等管理体制の整備について配慮しつつ、施設管理と水質管理に区分して策定すること。

施設管理（給水装置に関する技術的業務を含む。）については、配水量の有効率の目標及びそれを達成するための方策、災害の発生その他緊急時のための応急給水体制及び資材の備蓄等について配慮すること。

また、水質管理については、計画区域内の水道について水道法に定められた水質検査等のほか、原水及び浄水行程の水質の管理並びに水質に係る調査研究も行われるよう必要に応じて共同管理体制又は自己管理体制の整備について配慮すること。

- (8) 財政等に関しては、施設整備のうち水道広域化施設について、施設別年次別の事業費及び経常費用の概算並びに給水原価について明らかにした財政計画を立てるものとする。その際、水道広域化施設が水道用水供給事業に係るものである場合には、関係水道事業の給水原価への影響についても明らかにすること。

また、水道広域化施設の経営形態及び事業主体については、その地域の実情に応じ、適切かつ合理的な建設及び管理運営が行われるよう配慮して決定すること。この場合、市町村の意向を十分に尊重しつつ、水道事業等の経営並びに施設の建設及び維持管理の業務の共同化又は再編成についても配慮すること。

なお、水道事業等の経営の再編成を行う場合にあっては、その方策を明らかにすること。

2 水道整備基本構想に関する事項

当該都道府県の地域の自然的社会的諸条件に応じつつ、水道の計画的な整備を図り、水需要の均衡、水道水質の安全確保、水道の未普及地域の解消その他当該地域の水道の諸問題の解決に資するとともに、広域的な水道の整備計画の方向を明らかにするため、下記の事項に留意しつつ、管内全域の水道の整備に関する基本的な構想を策定するよう配慮されたいこと。

なお、この構想は、必要があるときは、適宜見直しを行われたいこと。

- (1) 水道整備基本構想では、管内の水道に係る諸条件の概要、水道の現況、圏域の区分、水道水の需要と供給の見通し、水道整備の基本方針、水道整備推進方策及びその年次計画等について明らかにすること。
- (2) 水道の整備を円滑に推進するため地理的社会的諸条件等の一体性に配慮しつつ、都道府県のすべての地域がいずれかの圏域に含まれるよういくつかの圏域に区分するものとする。この場合、当該圏域はそれぞれ以下の要件に適合するよう配慮すること。
- ア 地勢、水源等の自然的条件に適合した地理的範囲であること。
 - イ 社会的経済的条件からみて、住民の生活圏として一体性を有する地理的範囲であること。
 - ウ 圏域内のすべての水道の施設整備、維持管理、経営等の業務が遂行できる技術的財政的基盤を備えていること。
 - エ 現在居住人口が25万人以上をめやすとすること。なお、圏域は必ずしもその区域内において水道施設が一体となるように設定しなければならないものではないこと。
- (3) 目標年次はおおむね20年後とすること。ただし、長期的水源の見通しが明らかでない場合は、中間目標を設定して差し支えないこと。
- (4) 長期的な水道水の需要と供給の均衡をとることを基本とし、施設整備については重複投資のない合理的なものとする。また、維持管理については、施設及び水質の管理水準の向上とその他のための共同化について配慮すること。
- (5) 当該地域に係る開発計画等との整合性がとられていること。

別添 4

水道広域化促進事業に係る整備計画について

1 計画策定の趣旨

運営基盤の強化、格差是正を目的とした水道事業等の事業統合を促進するため、国庫補助対象として行う施設整備について整備計画を策定する。

2 事業実施期間

10年間を限度とすること。

3 補助対象事業

- (1) 事業実施期間における補助対象事業費の総額は、経年施設更新事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用（関係する水道事業が複数の場合はそれらの費用の合計）及び統合関連事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用の合計とすること。
- (2) 統合関連事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用は、経年施設更新事業に関する国庫補助対象施設の整備に要する費用を上限とすること。

4 計画書の記載内容

(1) 統合対象事業体の概要

- ア 事業体名
- イ 給水人口（水道事業）又は一日最大給水量（水道用水供給事業）
- ウ 資本単価

(2) 統合計画区域

(3) 事業実施期間（10年以内の計画を記入し、年度別事業実施予定を明示すること。）

(4) 事業内容

- ア 経年施設更新事業に係る施設の更新・改修計画の内容・説明
- イ 統合関連事業に係る施設の整備計画の内容・説明
- ウ 統合後の施設の概要

5 添付書類

- (1) 事業統合について合意する旨の協定書等の写し
- (2) 事業施行年度毎に色分けした施設整備に係る図面
- (3) 統合後の給水区域図